

令和4年6月23日

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 官民対話実施要領

1 目的

原子力機構と入札参加者との意思の疎通を図るとともに、入札参加者が原子力機構の意図を的確に理解するため、入札説明書等に関する第2回の質問を基に、競争参加資格通過者のうち、機構との対話を希望する者（以下「対話希望者」という。）を対象に原子力機構と対面形式で質問と回答を行う官民対話（以下「官民対話」という。）を実施する。

入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として、機構との対話を希望する者を対象に、対面形式で質問と回答を行う官民対話を実施する。

2 入札説明書等に関する質問受付【第2回】

入札説明書等に記載の内容に関する質問について競争参加資格確認審査通過者（以下「資格審査通過者」という）から次の要領にて受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和4年7月27日（水）～8月2日（火） 17時まで

(2) 提出方法

第1回質問の場合と同様の方法にて質問を提出する。

3 官民対話の実施方法

官民対話を下記のとおり実施する。なお、入札説明書等に関する質問（第2回）の提出がない者との官民対話は実施しない。

(1) 実施日時及び場所

ア 開催日 令和4年8月上旬頃

イ 開催場所 日本原子力研究開発機構 東京事務所（予定）

（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル）

※リモートによる併用開催を予定している。なお、当機構の規則に沿って、新型コロナウイルスの状況次第ではリモート開催のみとなる可能性もある。開催方法は別途申込者に連絡する。

(2) 官民対話参加申込方法

入札説明書等に関する質問（第2回）の電子メールでの提出の際に、官民対話への参加申込を受け付ける。対話希望者（競争参加資格確認審査に認められた企業又は

グループ等)は、必要事項を記入の上、電子メールにて申し込むこと。

申込みの際、電子メールの件名欄には、必ず「【幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業】官民対話参加申込」と記入するとともに、本文に会社名、連絡先担当者の所属・氏名、電話番号、参加予定者数を記入すること。

官民対話参加の申込期限は令和4年8月2日(火)17時とする。開催日時、開催方法については、令和4年8月3日(水)に申込者に連絡する。

(5) 実施時間

対話希望者あたり60分以内とする(予定)

(6) 参加人数

対話希望者あたり4名までとする。

※4名を超える参加を希望する場合は協議に応じるため、事前に連絡すること。

※対話希望者は、官民対話の開催前に対話参加者の名簿を原子力機構に提出すること。

(7) 官民対話の進め方

ア 原子力機構は、対話希望者から事前に提出された質問を踏まえ、回答若しくは回答案を準備する。ただし、事前送付等を行わない。

イ 対話希望者は、自ら提出した質問事項を対話当日に持参すること。

ウ 対話当日、対話希望者は必要に応じて質問の要旨についてふれ、原子力機構は、回答を行う。

エ 原子力機構と対話希望者は、回答に対する質疑応答を行う。

オ 原子力機構が当日回答できないものについては、対話希望者に後日改めて回答する。

カ 予定された時間となった時点、または質問事項が無くなった時点で対話は終了とする。

(8) 留意事項

ア 「審査方法に関すること」及び「提案内容の評価に関すること」についての回答は一切行わない。また、本事業に係る内容以外の質問に関しては、回答しない場合がある。

イ 対話希望者から事前に提出された質問以外の質問を行うことも可とするが、双方にとって効果的な対話とするため、質問は可能な限り事前に提出すること。

ウ 対話の参加にあたり対話希望者による資料等の準備は不要である。ただし、図面等を利用して対話した方がわかりやすい場合は、持ち込みは可とする(事前連絡必要)。また、ホワイトボード1台を会場に準備する。

エ 原子力機構は、対話希望者から事前に提出された質問に関係しない質問を行う場合がある。

オ 官民対話実施後の追加質問は、原則として受け付けない。

カ 官民対話の質疑については、録音する。ただし、録音した対話内容を始めとする対話記録そのものについては公開しない。

4 質問に対する回答の公表等

質問に対する回答（官民対話での対話内容を含む）は、下記日程で原子力機構ホームページに掲載し、公表する。

質問に対する回答（第2回）：令和4年8月29日（月）まで

なお、対話希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問を提出した対話希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると原子力機構が判断したものについては、当該質問を提出した対話希望者にのみ原子力機構ホームページでの回答公表までに電子メールで回答する。また、公表・非公表の判断に際し、原子力機構は対話希望者に聞き取りを行う場合がある。

以上